

令和7年度 大野城市人権政策審議会 第2回会議 議事録

日 時 令和7年7月25日(金)15:30~16:50

場 所 大野城市役所 新館3階 322会議室

出席委員 見城会長 三苫副会長 妹川委員 佐藤委員 井石委員 北崎委員
松岡委員 大林委員 安成委員

事務局職員〔人権男女共同参画課〕佐護課長 高地係長 村田主任臨床心理士

〔開会 15時30分〕

1 開会

※ はじめに、教育支援課による委員質問に対する説明及び質疑応答が行われた。

○事務局

通常は、はじめに会長のご挨拶をいただいてから開会となりますが、本日は、教育支援課の山川主幹指導主事がこの後すぐに別用で退席しなければならないため、まず、前回、皆様からいただきましたご質問について教育支援課からの回答の場を設けさせていただきます。

進捗状況報告書(案)の54ページをお願いします。

Ⅱ分野別施策 3子どもに関する問題 ③いじめ等の防止のための取り組みの推進における令和7年度の目標値において、いじめの認知件数、いじめを原因とした不登校の件数についてご質問をいただきました。

その点につきまして、山川主幹指導主事より回答いたします。

○山川主幹指導主事

改めまして、皆さん、こんにちは。教育支援課の山川です。

本日は会長挨拶の前にこのような時間を設定していただいたこと、誠に感謝いたします。

まず、いじめの認知件数に関してご報告をいたします。

令和3年度から令和6年度までのいじめの認知件数ですが、令和3年度が57件、令和4年度63件、令和5年度78件、令和6年度415件。令和5年度から令和6年度にかけて大幅に増加しておりますが、これは学校から市教育委員会への報告の方法を変更したためです。

令和6年11月から今まで学校の中で解決していた小さなトラブルについても必ず報告をするようにいたしました。そのような報告形式に変更いたしましたので、このような数値になっております。

経過実績において、いじめ認知件数に対する解消率が令和3年度から令和6年度まで

100%と記載しておりますが、どのようなことで解消としているかといいますと、いじめ事案が発生した3か月後に、学校は必ずその対象児童生徒に対していじめが続いていないかどうか確認を一人ひとり行います。そこで、いじめが続いていないと確認できたら解消としております。

ただ、年度末、2月及び3月に起こった事案は3か月経過すると新年度になりますので、新年度をまたぐいじめの事案につきましては、学校が3月末に全てその時点でいじめが続いているかいないかの確認を必ず行っております。令和6年度も認知した全てのいじめが解消しているということを確認できたため、100%と記載しております。

これは、もしいじめが続いていれば、翌月に確認をする、さらにその翌々月に確認するということで、学校は解消されるまで必ず見届けなければならない義務があります。100%ではないということは、学校がいじめに対処していないということになりますので、必ず100%にしなければならない数値です。

続いて、いじめによる不登校の件数についてですが、令和3年度から令和6年度まで、全て0件です。

不登校とは、発熱などの病気欠席以外で年間30日以上休むことです。先ほど申しましたように、学校は3か月内に確実にいじめが止まるように対応を行っておりますので、いじめを原因として30日以上休む子どもは、令和3年以降出ていないということになります。

私からの回答は以上となります。

○事務局

山川主幹指導主事、ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問やご意見はありませんでしょうか。

○北崎委員

不登校の子どもについて、実際に学校に来て、教室には入らないけれども、他のところで学習をしている場合、それも学校に行っているということになりますか。

○山川主幹指導主事

遅刻や早退をする場合は0.5日間でカウントをしますので、遅刻が2日続けば1日とカウントしています。学校では、欠席日数が15日を超えると、不登校の兆候がある児童生徒ということでリストアップして、チームで具体的な支援を行っていくように対応しているところです。

○事務局

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○安成委員

3か月過ぎていじめが続いていなければ解消という扱いをされていますが、その3か月の間にアドバイスやスクールカウンセラーの方が接するなどの対応をされていますか。

○山川主幹指導主事

もちろん子どもの状況によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが対応することもありますし、保護者に対してカウンセリングを行うこともあります。被害者だけではなく、加害児童生徒、加害保護者に対してもカウンセリングを行うなど、被害者、加害者の双方に支援を行っております。

○三苫副会長

いじめ等が少ない件数で推移しており、いじめによる不登校が0件ということをお聞きして安心していますが、大野城市は不登校が多く、特別な措置を取っている。では、その不登校の原因は何でしょうか。

○山川主幹指導主事

一人ひとり原因は違うと捉えていて、そこがこの問題の解決を難しくしているところだと思います。学校は、1日でも欠席があれば、担任が連絡をしたり、お友達から「どうしたの」というような声かけをするような配慮をしたりしています。2日連続で休んだ場合は家庭訪問をすることによって、きめ細やかな対応を行っておりますが、「何かクラスで嫌なことがあるのか」と尋ねても、「そうではない」と答える子どももいます。他にも、「何となく行きたくない」と言う子どももいます。その「何となく」というのが、本人も分からないけれども、体が動かないとか、言葉では表せないけど何かしら体に反応が出るとか、一人ひとり家庭の状況が違うこともあり、把握が難しい状況となっております。

学校ができることとして今取り組んでいるのは、授業が分からなくて居場所がない、長時間分からない授業を1日椅子に座って過ごすのが苦痛になり、先生の言っていることも分からない、友達が言っていることも分からない状態で嫌になっていくという子どもを少しでもなくしていこうということで、先生がずっと話す授業スタイルから、子ども同士で協力して話し合いをしながら問題を解いたり、分からないことを「分かりません」と隣の子に言えるような学級や学校づくりを行うなど、勉強が分からなくても過ごしやすいような学校づくりに取り組んでいるところです。

○事務局

ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見ありませんでしょうか。

そうしたら、ないようですので、それでは、山川先生はここで退席されます。

○山川主幹指導主事

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

2 会長あいさつ 見城会長

3 委員紹介(委員・事務局自己紹介)

4 議事

○見城会長

それでは、議事の1、第3次大野城市人権教育・啓発基本指針に基づく実施計画、令和6年度進捗状況報告書(案)についてです。事務局から内容の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、議事1について説明をいたします。

事前に送付させていただいた別紙1から別紙3と書いてある資料には、進捗状況報告書「審議会意見」欄への記載案、質問及び指摘事項への回答を記載しておりませんので、本日は使用せず、代わりに本日配付させていただいた資料をご使用いただくようお願いいたします。

前回の第1回会議の後、委員の皆様から多数のご意見をいただきました。短い期間の中、ご提出くださいまして誠にありがとうございました。皆様からの意見を内容に応じて分類し記載した資料を用意いたしました。

まず、別紙1をご覧ください。

別紙1は、いただいたご意見のうち、事業に対する意見として、進捗状況報告書「審議会意見」欄に記載を行うものとして提案をさせていただくものです。こちらは、左側の欄に皆様からのご意見を記載し、それを基に事務局で作成した進捗状況報告書「審議会意見」欄に記載する文案を右側の欄に記載させていただいております。

続きまして、別紙2をご覧ください。

別紙2は、いただいたご意見のうち、事業に対する質問についてまとめさせていただいたものです。左の欄に質問やご指摘を記載しており、右側の欄にはそれらの質問に対する回答をまとめております。

次に、別紙3をご覧ください。

別紙3は、いただいたご意見のうち、文言等の誤りについてのご指摘などをまとめたものです。左側の欄に指摘内容を記載しており、右側の欄にはそれぞれの指摘に対する報告書の修正案等をまとめております。

これら別紙2、別紙3については、進捗状況報告書「審議会意見」欄に記載をしないものとして提案させていただいております。

それでは、別紙1から説明いたします。

委員の皆様からいただいたご意見を審議会の意見として、進捗状況報告書に記載する文案を提案させていただいております。内容につきましては、事務局で報告書掲載用に少しまとめ、文言を修正しておりますので、意見を出していただいた委員の皆様におかれましては、ニュアンスが変わっていないかなど、ご確認をいただければと思います。

多くの意見をいただいておりますので、事務局としては特にご確認いただきたい内容を抽出して説明いたします。

まず、別紙1の1ページ、一番下の行、17ページの佐藤委員のご意見です。「人権啓発の動画配信は、積極的に実施すべき。」という形でまとめております。

同様に17ページの大林委員からのご意見についてです。このご意見につきましては、「過去の講演会を実施した事業における進捗状況報告書や市民意識調査の結果を活用し、現行の講演会の手法や内容の見直しを検討すべき。」という形でまとめております。

同じく17ページ、三苦委員からのご意見です。「人権週間講演会について、参加者をさらに増やす取り組みを行うべき。」という形でまとめさせていただいております。

次に、25ページの大林委員からのご意見です。

今回、2点ご意見をいただいております、1点目を中心にまとめさせていただきました。「市民意識調査に係るアンケートの結果が、実際にどう施策に反映されるのか、市民に周知すべき。」としております。

2点目のご意見について、質問の意図の確認ですが、これは、「市民意識調査についての基礎データ収集目的という構成で行うべき」という主旨で理解しましたが、いかがでしょうか。

○大林委員

市民意識調査は昭和33年頃から全国的に行われておりますが、どのように使われているかはあまり見えてこないという印象を持っております。

実施にあたっては、基礎的なデータ、つまり背景や実態、現在の状況を知りたいという目的と、大野城市の事業の継続や修正等をさらにまた展開させていくために必要な情報を市民から収集するという場合は他にないので、せっかくならば、このような場を活用してはどうかと考えております。

最も大切なことは、人権に対して皆さんに関心を持ってもらうことだと思います。本市の場合は、市民意識調査の設問の中に、今日配付していただいた進捗状況報告書(案)の10ペ

一ジの中から「関心を持っていらっしゃいますか」ということについて、関心を持っているかによつては五つぐらいの回答がありますが、人権に関する関心をどういうふうに、どんなきっかけで持たれたのかということもやっぱり大事な一つの情報だろうと思います。

市民意識調査の中にはそのようなことを問う設問がない。市報やパンフレット、テレビ、身近な方や家族等の周囲の方からの話、学校、職場、そこでの研修等の回答が上位に入ってきているようです。

市がやっている事業の中には、あまり知られていない事業もある気がします。佐藤委員も意見を出されましたが、小中学生による人権作文集を拝見して、本当によいと感じました。こんなことを小中学生は考えているんだと思い、学校の中で本当によい教育をされているんだと感じましたので、評価し、不足している点とその実態を知る、そしてそれを次の事業に反映させるような項目もあってもいいのかなという主旨で記載しました。

○事務局

実態を次の事業に反映させるための調査項目もあるべきということでしょうか。

○大林委員

そうですね。

○事務局

ありがとうございました。次に、進捗状況報告書(案)の28ページの佐藤委員の意見についてです。これにつきましては、「人権作文集について、まどかぴあ図書館に毎年寄贈すべき。」とまとめております。

次に、37ページの三苦委員のご意見についてですが、「感想(アンケート)を人権啓発冊子等の作成に活用すべき」という形でまとめております。

そして、39ページ、これも三苦委員からのご意見で、「街頭啓発の場所を見直すべき。」という形で簡潔にまとめました。

40ページ、三苦委員からのご意見です。「学習後の人権・同和問題に対する子どもたちの認識の実態調査を行い、どこに教育支援すべきかを明らかにすべき。」という形でまとめております。

43ページ、三苦委員からのご意見です。このご意見に関しましては、「同和問題研修会について、管理職だけではなく、若手の行政職員の参加が必要。」という形でまとめさせていただきます。

48ページ、安成委員のご意見です。「中学生デートDV防止研修は、将来にわたるDVの防止に関する重要な事業であり、今後も事業を継続していくべき。また、研修を受けた生徒が

自分を大切にすることと同時に、相手を大切にすることも醸成することを通じ、対等な関係を築くことが大切。」という形でまとめております。

同じく48ページ、見城委員からの「中学校デートDV防止研修について、保護者も生徒と一緒に研修に参加できたら良いと思います。家庭で親子で話し合うことができ、デートDVについて保護者にも啓発する機会になるとと思います。」というご意見について確認をさせていただきます。

実は今年度のデートDV防止研修を実施するにあたり、事前協議のために講師の先生と一緒に各学校を回った際に、私も保護者と生徒と一緒に研修を受講できるかについて学校に尋ねたところ、必ずしも全ての世帯に受け入れてもらえる状況ではないとの返答をいただいた経緯があります。保護者と子どもと一緒に聞くことで、子どもや保護者に負担が生じる可能性がある。また、双方に影響を及ぼす可能性もあるので、なかなか難しいとのことでした。保護者を対象に、子どもたちに向けた取り組みを説明するのであれば、被害や家族間における問題を回避しやすいという話を聞いておりました。再度ご意見の主旨を確認させていただきます。

○見城会長

デートDV研修を始めるときも、研修の内容から自分の家でDVが起きていたと保護者と一緒に研修に参加している状況で気づくと子どもが傷つくことがあるので難しいと、似たようなことを言われました。しかし、それが現実だと思うので、確かに保護者がいて、子どもがいて、そういう家庭があれば雰囲気が悪くなったりするし、家庭で何か言いにくいかもしれないので、保護者と子ども別々にでも研修を実施したほうがよいと思います。そうでなければ、子どもはせっかく新しい、よい知識を取り込んできているのに、保護者がデートDVについて全く知らなかったら、子どももそのことについて保護者に話しづらいと思います。

以上です。

○事務局

分かりました。それでは、先ほどの事務局の説明は、家庭内でDVが行われているときに、加害者と被害者が一緒にいる空間で研修を実施するのは危険な事態を招きかねないというお話でしたが、今、見城会長にご確認した内容は、「保護者に対してもきちんと啓発するべき」ということで、子どもと親と一緒になくてもよいということですので、こちらの意見は、「保護者に対するデートDV防止の啓発も必要」という意見でまとめさせていただきます。

○北崎委員

デートDVについて、家庭内の暴力の話ではなくて、男の子と女の子の話ですよ。それ

を男女一緒の場所で研修しているのですか。

○事務局

デートDV防止研修については、対象を中学2年生としておりまして、学年全体で実施しております。研修を受けたくない場合は、事前に申し出ていただくよう伝えており、途中で具合が悪くなったら退室してよい旨を学校から事前にお伝えしていただくようにしております。

お付き合いをする中でのDVやDVとは何かという研修内容ですので、もし保護者、家族、知り合いでDVを見かけたら、先生に相談すること、相談機関の紹介も含めて研修を行っています。

では、50ページの見城委員からのご意見です。「講座の実施にあたっては、他の講座で人気のある内容を取り入れるなどの工夫が必要。」という形でまとめさせていただいております。

では、54ページの北崎委員からのご意見です。目標値については、今年度、第4次大野城市人権教育啓発指針に基づく実施計画の審議を後半に行いますので、その際に、今回頂いたご意見を取り入れて、審議させていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○北崎委員

先ほど山川主幹指導主事からお話を聞いて、いじめ、不登校は解消しているという話がありました。本当に解消しているかは個別に考えたときに難しいかなと思います。実際、自分の知っている子どもで不登校がずっと続いている方もいらっしゃるし、学校を転校された方もいらっしゃいます。だから、本当に解消なのかと、少し疑問に思いました。

○事務局

ありがとうございます。大事なご意見ですので、第4次大野城市人権教育啓発指針に基づく実施計画においてご審議させていただいてよろしいでしょうか。

○北崎委員

はい。

○事務局

同じく54ページ、三苦委員からのご意見です。このご意見については、「いじめ・不登校が子どもの学習権の侵害であり、時には命にかかわる問題である。それらの具体的人数等を明らかにして欲しいし、いじめについて、認知件数から漏れている子がいることも想定して、把握の仕方、対処法等考えるべき。」という形でまとめさせていただいております。

そして、目標値に関しましては、第4次大野城市人権教育・啓発基本指針に基づく実施計画において改めて検討させていただいてよろしいでしょうか。

○三苦副会長

はい。

○事務局

69ページの見城委員からのご意見です。このご意見に対しましては、「障がいのある方々の活動について、広報を積極的に行い、理解を深めていただきたい。障がい者とともに参加できるスポーツの周知を関係課で連携して市民に広めることが必要。」という形でまとめさせていただいておりますが、いかがでしょうか。

○見城会長

はい、大丈夫です。

○事務局

72ページの三苦委員からのご意見について、「企業に対して障がいのある人の雇用について啓発をすべき。」という形でまとめさせていただいております。

大林委員から、総括的指摘事項に関してご意見をいただいております。今後、審議会の委員の皆様いただいた全体のご意見を踏まえ、次回の第3回会議にて審議会総括的意見及び総括的指摘事項にてたたき台を提出したいと考えております。

別紙1、2についての説明は以上でございます。

○松岡委員

別紙1の3ページで説明された進捗状況報告書(案)の39ページについてですが、「街頭啓発の場所を見直すべき。」と表現をされていますが、委員の意見としては、少ないから、もっと多く配れるようにという意図があると思います。ただ、場所を変えたほうがいいという話ではないため、これでは意図が通じないのではないかと思います。しっかり凝縮してまとめているとは思いますが、委員の意図が欠落するような部分については、もう一度、事務局で確認していただきたいというところが1点目です。

次に、2点目、「～すべき」や「～必要」という形で、資料の表中ではきれいにまとめられていますが、委員の意見として提出する際に、意見としては、「～だと思う」、「～で必要である」等、もう少しやわらかい表現で出されていますよね。実際これを提起しようと思ったら、今のままでは少し表現が強いかなという気がします。

本日の会議で一応皆さんと合意形成が図れているからいいと思いますが、実際、提起するに当たっては、事務局で今一度確認して、ニュアンスや表現について調整していただければと思います。

○事務局

1点目の「街頭啓発の場所を見直すべき」という意見については、別の場所での実施を検

討すべきというニュアンスで受け取ったのですが、街頭啓発の場所を増やすべきというご意見が主旨ということでしたら、修正をさせていただきたいと思います。

○三苦副会長

啓発物資配布数が850個というのは、筑紫地区統一チラシの数のことですか。

○事務局

啓発物資の中に、統一チラシが入っております。街頭啓発だけではなく、市内でも配布しているため、公共施設にも置かせていただいています。また、コミュニティ別研修会でも配布しているため、全てを合算した配布数としては、850個よりも多くなります。

○三苦副会長

私は筑紫野市ですが、850個は少ないと思ったため意見を書かせてもらいました。

それと、街頭啓発をしている場所に、なぜJR大野城駅が入っていないのかと思いました。

○事務局

JR大野城駅も市内にある駅の一つですが、以前別件で街頭啓発を実施した際、JR大野城駅はあまり人が集まっておらず、街頭啓発の効果がそれほど大きくないのではないかと考えました。西鉄沿線上の駅のほうが、近隣に商業施設があり、人が集まって関心を持って受け取っていただいております。

今後は、商業施設を中心に啓発活動したほうが効果的に市民に配付できるのではないかと考えていたこともあり、「場所を見直すべき」というニュアンスで受け取っておりました。三苦委員のご意見の主旨が「もっと多く配るべきではないか」ということでしたら、そのように内容を変更させていただきたいと思います。

○三苦副会長

街頭啓発は、何時からしているんですか。

○事務局

街頭啓発は午後5時半から実施しております。

○三苦副会長

JRも時間帯によって、駅を降りてこられる方の人数が違います。JR大野城駅で降りてこられる方は、市民という可能性のほうが高いですね。商業施設についてはそうではない。配る人の労働条件等もあるかもしれませんので、任せたいと思いますが、人は多い時間帯があるということをお伝えしたいです。

○北崎委員

筑紫野市では、どのくらいの数の啓発物資を配布しているのですか。

○三苦副会長

筑紫野市では統一チラシと、条例が掲載された福岡県が作成したチラシ。そして、子どもたちから募集した標語を刻印したボールペンをビニール袋に入れて、駅前や商業施設で配っています。

○北崎委員

どれぐらいの数を配布しているのですか。

○三苦副会長

記録はしていませんが、筑紫野市は結構な数を配付しています。

○北崎委員

1,000を超えますか。

○三苦副会長

はい。

○北崎委員

保護司としての活動に社会を明るくする運動というのがあり、同和に関する啓発活動と一緒に街頭啓発に参加しています。それで、保護司会も予算があるものですから、パンフレット代も結構値上がりしたりしています。保護司会と市役所の方たちとコミュニティ運営協議会の方、あと県職員も一緒に、街頭啓発を行っていますが、通行人に配布物資をもらっていただけなんです。毎年やっているのですが、荷物になるという感覚がおそらくおありになり、中にボールペンやティッシュなど、毎年工夫して入れているのですが、それでもなかなか受け取っていただけないことがあります。そのため、商業施設で買物かごに荷物を入れられているときにお渡しすると、受け取っていただきやすいです。

本当ならもっと配布数を増やしたいけど、そうすると、どうしても時間が長くなってしまいうので、850個という数は妥当なのかなと思います。

○事務局

7月1日に市内4か所で行う街頭啓発のことしか記載していないので、啓発物資の配布数を850個としておりますが、それ以外に7月の間に、市内の公民館やコミュニティセンター等の公共施設で来館者の方に啓発物資を配布したり、市が実施しているコミュニティ別研修会の参加者に配布したりと、様々な場所で配布しているので、配布物資の数は850個よりも多いです。

○北崎委員

西鉄沿線の駅の近隣に商業施設があることが街頭啓発実施場所の選定理由の一つであ

るという説明でしたが、その中で下大利駅が商業施設という印象が私の中ではなく、どうい
う理由で商業施設とおっしゃっているのか教えてください。

○事務局

まず、西鉄春日原駅は主にイオン大野城ショッピングセンターがございます。買物を終えた
人がお店から出たときに配布物資をお渡ししたら、多くの方が受け取ってくださいます。西鉄
白木原駅、こちらは目の前にサニー白木原店がございまして、こちらの店を出てこられた
方々に多くの啓発品を配ることができます。

一方で、駅を行き来される方については、まず電車に乗る方は急いでおり邪魔になる形で
受け取ってもらいづらいことが多いですし、電車を降りられた方も家路のことを考えている
からか、断られる方もかなりいらっしゃいます。しかし、買い物を終えられた方は、気持ちの余
裕がかなりあるからか、多くの方々に受け取ってもらえます。

西鉄下大利駅、以前はスーパーマーケットのいせやフーズクラブ下大利店がありましたし、
今はレガネットマルシェ下大利駅店があります。他にも、ここは筑紫中央高校の高校生が多く
利用されます。高校生たちは人権に関心を持っており、多く啓発チラシを受け取ってくださ
いますので、ここは若年層、特に筑紫中央高校の高校生に対しての啓発の場になると感じて
いるところです。

この三つの駅に加えて、イオン乙金を加えた4か所で実施しておりますが、これからも、どの
ような場所で啓発するのが一番効果的なのかを研究してまいりたいと思います。

○佐藤委員

JRで博多駅のほうに向かう方もいるので、JR大野城駅も近隣に春日高校があり、やっ
てみる価値があるのかなと感じました。

○見城会長

それでは、別紙1全体に対して何かご質問や意見はありませんでしょうか。特にご自分が提
出された意見について、ニュアンスが異なるとか、あまりにも省略されているとか、書くス
ペースが限られていますので、長い意見は書けないと思うのですけれど、もう少しこういう意見
を入れてもらいたいということがあれば、お知らせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、私からよろしいですか。

進捗状況報告書(案)の50ページの意見について、「講座の実施に当たっては、他の講座
で人気のある内容を取り入れるなどの工夫が必要。」は構いませんが、その後「受講者を
地域につなげる仕組みを検討してほしい」と意見を追加していただけたらと思います。

○事務局

承知しました。皆さんからいただいたご意見を計画の意見として記載する際に、一部の個別の取り組みのみを記載しておりますと、それだけに取り組むのかと捉えられる場合もありますので、このように事業を一般的な表現にして記載しておりました。後半部分に受講者の方、講座が終わった後の受講者との地域のつながりをつくっていく、といった主旨のことも書かせていただきます。

○見城会長

内容が分かりにくいなと思ったんですが、「壁新聞のような取りかかりやすいところから始めてみてはいかがでしょう」という意識で書いたので、まとめていただくといいかなと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

もしなければ、続いて、別紙2の説明を事務局のほうからお願いします。

○事務局

別紙2の説明をさせていただきます。

審議会委員の皆さまからのご質問と、それに対する担当課の回答についてです。

まず、進捗状況報告書(案)の9ページ、三苦委員からのご意見です。「社会科基底カリキュラムについて、どんなカリキュラムになっているのか。また、ホームページ等で公開されているか。」というご質問について、「人権・同和教育にかかわる社会科の单元ごとに定めた指導計画です。教科書の改訂ごとに計画を定め、その計画に沿って人権教育を実施しています。ホームページ等での公開はしていません。」という回答でした。

次は、17ページの佐藤委員からのご質問です。「新規参加者率とは、アンケートを答えてくださった方の中で初めての視聴を申告して頂いた人数になりますか。母数は動画再生数ではなく、アンケート回答者数になりますか。」という質問につきましては、お見込みのとおりです。

41ページの三苦委員からのご質問です。「参加者の理解度の100%は何をもって、判断されているのかわからない。」という質問ですが、「参加者の理解度については、筑紫地区企業・事業所同和問題研修会における回収したアンケート調査で、理解度を尋ねる質問の回答選択肢「よくわかった」「おおむねわかった」「よくわからなかった」のうち、「よくわかった」「おおむねわかった」の合計が全体に占める割合を示したものです。」という回答でした。

48ページの安成委員からのご質問です。「セミナーに関しては、「市内の活動団体への業務委託方式により市民目線で企画運営を行う」とありますが、どの団体にセンターは委託されたのか？団体名を記載していただきたい。」というご意見については、「男女平等社会の実

現を推進する「チームF」に委託をしております。また、団体名を記載します。」と回答がありました。

次に52ページ、安成委員からのご質問です。「大野城市の児童虐待の相談対応件数はどのくらいありますか？」というご質問については、「令和6年度に新たなケースとして対応した児童虐待対応件数は、340件となっております。」という回答です。また、「児童虐待防止に対する体制及び具体的な対応とありますが、どのような体制で、相談ケースに具体的に対応されておられるのですか」という質問については、「童虐待に対する相談に対しては、市こども相談センターでの対応のほか、市の関係部署や児童相談所等と構成する要保護児童対策地域協議会において、児童や保護者との面談や関係機関での見守り等を通じて支援を行っています。」と回答いたします。

では、別紙2の2ページに移ります。

54ページ、妹川委員及び見城委員からのご質問に関しましては、本会議の開始時に教育支援課の山川指導主事から説明をさせていただいたものです。

そして、同じく54ページについて、見城委員からの「『ユープレ』は不登校の子どもに活用されているのでしょうか。」というご質問につきましては、「ユープレは、誰でも自由に立ち寄れる場所という趣旨で運営しており、来庁した児童生徒が抱えている問題は問いません。不登校の児童生徒のための居場所活動は実施していませんが、利用者の見守りを行う専任スタッフが常駐し、必要に応じて訪れた青少年の話を聴くなど対応しております。」と回答いたします。

85ページ、安成委員からのご質問です。「インターネットに関する「保護者と学ぶ規範意識学習会」を実施したとありますが、保護者の方々はどのくらい参加されたのでしょうか？」というご質問についての回答は、「保護者参加者数：666名(小・中学校合計)」でございます。次に、「『規範意識学習会』は、はじめて聞く名称です。どのような内容で、どのような形式で学習会をされたのでしょうか？参加者のアンケート結果は、いかがだったのでしょうか？」という質問については、「県教育委員会主管の事業で、各小・中学校において、薬物乱用や性暴力、インターネットの適正利用等について、専門的な知識を有する外部講師を招き、保護者も交えて講話を聞く形式の学習会を実施しています。なお、当該事業は、県の事業であり、アンケートの指定が無いため実施しておりません。」と回答いたします。

以上が別紙2の説明です。

なお、別紙3につきましては、具体的な指摘事項になりますので、特にニュアンス等の確認はございませんので、ご指摘のとおり訂正をさせていただきます。時間の関係上、説明は省

略させていただきます。

別紙2、別紙3については以上です。

○見城会長

それでは、ただいまの別紙2と3の説明について、ご質問やご意見などはありませんでしょうか。

○安成委員

進捗状況報告書(案)の85ページについての質問への回答で、保護者の参加人数は小中学校合計で666名とありますが、小中学校全体の人数は何人ぐらいですか。

○松岡委員

令和7年度は、小学校が6,381人、中学生が3,127人です。ただ、兄弟児等もいらっしゃいますので、これがそのまま世帯数ということにはならないと考えていただきたいと思います。

○安成委員

パーセンテージとしては、お聞きになった保護者の方が少ないですね。インターネットのことはとても難しい問題を投げかけていますので、もっと保護者の方がちゃんと把握して、子どもの利用方法について、もう少し徹底していただけたらいいなと思います。

インターネットに関する冊子を全生徒に配付する等の形を取っていただくと、少しは浸透するのかなと思いますので、お願いしたいと思います。

○事務局

担当課のほうにお伝えいたします。

○見城会長

ほかにありませんでしょうか。それでは、議題の1については以上といたします。

続きまして、議題2の総括的意見に移ります。事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、議事2についてご説明をさせていただきます。

総括的意見の検討にあたりまして、委員の皆様から今回たくさんのご意見をいただいております。その上で、総括的意見として、総括的指摘事項につきましては、第3回の審議会会議までにたたき台を作成し、皆さんにご審議をいただきたいと思っております。その上で、再度まとめさせていただきますので、今回は特に皆様のご意見を聞かせていただく形にさせていただきます。

○見城会長

それでは、総括的意見の中で、大林委員からご意見が出ておりましたけれども、ほかの委

員から、審議会の中で何か総括的意見の中に組み込んでいただきたいというようご意見がありましたらお願いいたします。どなたかございませんでしょうか。

○事務局

今すぐはご意見が難しいかもしれません。大林委員からのご意見のほかにも、今回、皆様から個別に様々な意見をいただいておりますので、それを見て、総括的な意見に関連するものをピックアップしながらたたき台をつくってみたいと思います。そのたたき台を次回審議会で見えていただいたほうが意見が出やすくなるのかなと思います。そういった進め方でもよろしいでしょうか。

○見城会長

今、ご提案がありましたけれども、その方法でよろしいでしょうか。何もないところで話す少しまとまり辛いかもしれませんので、そのようにお願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは、議題2については以上といたします。

最後に議題3、その他に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

最初の議題1に関連しますが、本日、記載する意見について、語尾を、～が必要、～すべきと断定的な強い表現にしておりました。これは皆様のご意見のニュアンスを確認するために、少し強い表現にさせていただいております。実際に、記載する際には、語尾を少しやわらかい表現にしたほうがよろしければ、そのように変えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○見城会長

はい。

○事務局

それでは、本日いただいたご意見を基に最終的な令和6年度の進捗状況報告書(案)をまとめ、次回第3回の会議でお示しをさせていただきます。その際には、本日ご意見をいただいた総括的意見についても検討し、改めてたたき台をお示しさせていただければと思っております。

第3回の会議は8月20日水曜日、15時30分から、場所は市役所本館5階511会議室で開催を予定しております。

なお、次回の会議で、令和6年度進捗状況報告書の審議を終了とする予定としております。その後、10月の8日から第4次大野城市人権教育・啓発基本指針に基づく実施計画について審議を行っていく予定でございます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

その他についてのスケジュール、次回のスケジュールのことについて、何かご質問などはございませんでしょうか。ないようでしたら、本日の議事は以上といたします。

これからの進行は事務局のほうでお願いいたします。

— 了 —